

第七号

鳥取県が当事者である調停に關し議決を求める件

労働協約改訂に関し、鳥取県現業職員労働組合の申請により鳥取県地方労働委員会が行う調停について、次の取扱方針により処理したいので、地方自治法第九十六条第一項第十号の規定により、本県会の議決を求める。

昭和三十五年一月二十九日提出

昭和三十五年二月二十五日可決

鳥取県知事 石破二朗

- 一 「組合員の範囲」及び「解雇協議約款及び人事に関する協議約款条項」について
は、別紙調停案の趣旨を尊重して処理するものとする。
- 二 「給料表及びこれに伴う諸条項」については、職務内容が同一又は類似する團及び
地方公共団体の単純な労務に雇用される職員の給料表及びこれに伴う諸条項を考慮し
て処理するものとする。

別紙 調停案

昭和三十四年十一月二十六日付鳥取県現業職員労働組合執行委員長向井浅一よりなされた労働協約改訂に関する紛争の調停申請につき、鳥取県地方労働委員会調停委員会は慎重審議の結果、左記のとおりの調停案を作成しこれを提示します。

両当事者は本調停案を受諾せられずみやかに紛争を円満解決に導き、本県行政に支障の起らないよう努力されることを期待します。

なお、調停案の諸筋については、昭和三十五年一月五日十二時までに書面をもつて当委員会まで回答せられたい。

記

一 組合員の範囲について

鳥取県現業職員労働組合の組合員の範囲は単純な労務に雇用される職員であつて身分が吏員であると否とにかかわらずものとして考えられたい。

但し、昭和二十七年政令第四百十八号に該当する者があるときは当事者双方協議の上これを除外せられたい。

二 解雇協議約款及び人事に関する協議約款条項について

右については地方公営企業労働關係法第七条第二項の精神に基き同項第一号にかかる事項の基準につき地方公務員法をも参考して労働協約を締結することが望ましい。

但し、具体的の事項については未だ団交が未熟と認められるので今後更に当事者双方で充分協議の上決定せられたい。

三 給料表及びこれに伴う諸条項について

現行技能労務給料表改定については現行行政職給料表の四等、五等、六等級に準ずる方向において具体的な金額並びに諸条項を当事者双方協議の上決定せられたい。
但し、現在単純労務に雇用されるもののうちの事務吏員及び技術吏員の身分にあるものについては不利益にならないよう別途当事者双方協議の上決定せられたい。

以上

昭和三十五年一月二十三日

鳥取県地方労働委員会
調停委員長 花房
調停委員 鈴木
調停委員 米村
敬多喜直明

鳥取県知事 石破二郎殿
鳥取県現業職員労働組合
執行委員長 向井浅一段